



# 国労せんだい

NO. 2528  
2008年7月25日  
発行責任者 橋本 昭二  
編集責任者 武田 昌仙

# 希望しない出向延長で合計七年

## 幹総福原さん出向再延長問題

### 労働条件の改善に向け全力を挙げよう!

### 支社は独自の運用を主張

六月一六日、仙台支社は、仙台総合車両所支部分会所属の福原篤氏に対し、現在出向している東北交通機械への出向期間を三年間延長する事前発令を行い、簡易苦情処理を経て七月一日付で発令を行った。

福原氏は〇四年六月、新庄運転区から東北交通機械への出向を発令され、昨年六月には延長を希望しないにも拘らず一年間の延長を命ぜられた。

今回の発令は更に三年間の延長であり、合計七年間の出向期間となる。

本部・本社間の協定によれば、出向期間は原則三年間であり、本人が希望をしていないという状況を勘案すれば、明らかに協定違反（簡易苦情処理会議で対立）となるが、仙台支社は出向の運用として、五二歳からは二年、五五歳からは三年、五七歳からは四年の刻みで運用を考えており、本社・本部間の取り決めを逸脱はしていないとして発令を正当化している。

しかし地方本部内ではこの取扱いを巡って「支社の考えによれば出向延

長の希望しない場合でも五二歳以降は定年まで出向が可能になる」として議論を呼んでいる。

## 福原さんにまたも不当出向発令!

TKKに出向中だった福原篤さんにJR仙台支社は、7月1日付で「出向延長3年」という不当な発令をしてきました。

福原さんは平成16年6月に新庄運転区から出向に出され、昨年の6月で3年の出向期間を終了しましたが、出向1年延長の不当発令を受けて今年6月30日で4年の出向になりました。

福原さんは新幹線総合車両センターを希望して、個人面談や出向終了に合わせた会社の面接の中でも、再三にわたり幹総への希望を会社に伝えてきました。しかし、昨年に続き今年もその希望を無視する形で出向延長を発令してきました。

この間の経過は、まず6月10日希望調査のため新庄運転区の副区長が面接に来ました（昨年は3回も面会に来たのに、今年は結局この1回だけでした）が、その面接の中で副区長は「これが最終確認です。JRに戻るのであれば幹総は難しいが、他なら簡単な所もある。」と言うので、その職場はどこなのか尋ねると副区長は「そこまでは言えない」と、人をバカにした上に不安を煽るような発言をしてきました。そして6月16日に「7月1日付で出向期間を3年間延長する」事前通知が出されました。

本人や地方本部との折衝の中で支社は、「幹総配属になれば運転士からの職名変更となり、一人前に仕事ができる様になるまで5~6年かかるので、大変だと判断した。」「以前患った心筋梗塞などの健康面を考えた。」等を出向延長の理由としてあげています。その他にも「出向延長に関しては、仙台支社の仕切りでやらせてもらう。本社・本部間の出向協定に逸脱するものではない。事前通知通り発令となる。」と、全く誠意

のない回答に終始しています。

国労として「出向延長は協定上からも本人の希望が原則である。支社独自の仕切りなど認められない。また健康上の理由ならば、逆にJRに帰すべきである。これはパワーハラスメントである」など、強く抗議をしましたが7月1日強行発令となりました。

6月27日に開催された簡易苦情処理会議を受けて、地方本部は6月30日に「協定場の原則出向3年についての見解と過去にこのような例があるのか」を明らかにするよう支社へ緊急申し入れを行いました。

更に7月1日には地方本部において、昇進差別事件でお世話になった佐藤弁護士を交えて、これまでの経過を報告しながら打ち合わせをしてきました。

福原さんからは「6月30日支社から4名が話しを聞きに現場に来て、健康上の事ばかり言っていたが『JRに戻るのはやぶさかではないが、何かが起きてからでは責任が持てない』という言葉には怒りを感じた。協力会社だったら何か起こってもJRは関係ないと言っているようで、本当に頭にきた。健康面を理由にするならば、逆にJR本体に戻るのが常識でないのか」と、改めて理不尽で矛盾だらけのJR会社への怒りの気持ちが話されました。

分会としても、この間福原さん・支部・地本と連携を取りながら、不十分ではありますが出来る事を取組んできました。福原さんの納得できる解決に向けて今後とも引き続き取り組んでいきますので、組合員の皆さんの協力をお願いします。

### 国労仙総所支部台車分会機関紙「たいしゃ」第316号より抜粋

### 管内さんの希望受け入れられず

郡工支部で要望書  
郡山工場支部（橋本守弘委員長）は、〇二年郡山工場（当時・現郡山総合車両センター）から仙台支社へ配転させられた管内氏が約四年間の通勤を経て地域間異動へ応じたが、その戻り

係記事全文を左記に転載した。  
地方本部は東日本本部に対し、この取扱いに對しての見解・確認等を求めている。  
※この間の福原さんに対する会社の対応などについての詳細が、所属分会である仙総所支部台車分会の機関紙「たいしゃ」に掲載されているので関

地方本部は東日本本部に対し、この取扱いに對しての見解・確認等を求めている。  
※この間の福原さんに対する会社の対応などについての詳細が、所属分会である仙総所支部台車分会の機関紙「たいしゃ」に掲載されているので関

かな異動を求めた要望を会社（郡総）に行った。同支部によれば、管内氏が地域間異動に応じたのは「地域間異動に応じることで、郡山に戻る可能性が開ける」という会社の示唆があったためという事と、配属差別事件の和解の趣旨等を踏まえた対応になっていたとして、六月一七日及び二七日の二回に亘り要請行動を行なったが、会社の回答は「要請には応じられない」というものであった。

こうした会社の対応を受け、同支部は本人の希望をかなえる取り組みを強化すると共に、地方本部に対しても早急に郡山に戻す取り組みを引き続き実施するよう要請した。

### 仲間の異動

地域間異動  
第一四四陣戻り  
七月四日付

渡邊 斉さん

東十条駅→仙台駅

生出 宏彦さん

渋谷駅→石巻駅

管内 喜八さん

渋谷駅→仙台車両センター（簡易苦情）

第九九陣戻り  
七月二十日付

畑山 博英さん

本八幡駅→山形駅

# 南裁判長が和解を示唆

## 早期解決へ道

JR不採用問題について、この間、国労は政府に対し、「国鉄問題の解決に向け政府が前面に立ち解決すべき」と要求を行ってきたが、政府は「解決は運輸機構」という姿勢であり、国労は運輸機構に解決の交渉テーブルに着くべきと要求を行ってきた。これに対して機構側は「まだ環境が整っていない」と解決の引き延ばしを今日まで図ってきたが、「高裁から和解等があればむげには断れない」と回答をしていた。

一方、司法の場では、鉄建団訴訟の控訴審が進んでおり、六月二日には葛西証人（元国鉄職員局長）に対する尋問、七月十四日には島田証人（元国労本部副委員長）の尋問が行われている。南敏文裁判長は双方に「解決に向けた当事者間の話し合い」を提案。

国労本部は、「高裁での和解も視野に入れてこの間取り組みをしてきた。南裁判長の言う『ソフトウェア』を国労は『和解勧奨』と受け止める」としている。以下に新聞記事を掲載する。

一、時事通信 七月十四日  
当事者間での交渉提案Ⅱ  
JR不採用訴訟、東京高裁  
国鉄分割・民営化時のJRへの採用で差別を受けた

として、国労組合員らが損害賠償と雇用関係の確認を求めた訴訟の控訴審口頭弁論が十四日、東京高裁で開かれ、南敏文裁判長は解決に向けた当事者間での話し合いを双方に提案した。

原告側の代理人弁護士は、雇用の実現には、被告の鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧国鉄清算事業団）だけでなく、JR各社の協力が必要と指摘。「提案は事実上の政治判断を求めるもので、国の対応が今後の焦点になる」としている。

原告側は閉廷後に記者会見し、「裁判が長期化して死亡する原告も出てきた。提案は早期解決に道を開くものだ」とし、受け入れる方針を示した。（了）

二、時事通信 七月十五日  
「誠心誠意、解決に努力」  
JR採用差別訴訟の交渉提案に  
冬柴国土交通大臣が記者会見で表明

冬柴国土交通相は十五日の閣議後、国鉄分割・民営化に伴うJRへの採用差別をめぐる訴訟の控訴審で、東京高裁が原告、被告双方に裁判外での話し合いを提案したことについて「お受けしてその努力はすべきだ」と述べ、被告の鉄道建設・運輸施設整備支援

三、北海道新聞七月十五日  
話し合いで解決  
東京高裁が提案  
JR不採用訴訟  
国鉄分割民営化で、JRに採用されなかった道内などの国労組合員と遺族計三百人が、旧国鉄の権利義務を継承した独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に、損害賠償などを求めた訴訟の控訴審で、東京高裁の南敏文裁判長は十四日「裁判所はソフトウェアを考慮している。当事者が訴訟外で考えてみないか」と、訴訟を離れた話し合いによる解決を提案した。原告側はテーブルに着

く可能性を示唆したが、機構側は「この場で回答できない」と態度を保留。国土交通省などと協議の上、応じるかどうか決めることとみられる。

弁論終了後、原告団は東京・霞ヶ関の司法クラブで会見し「国鉄の分割民営化は国策で、話し合いによる解決のハードルは高いが、機構側も多くの同種訴訟に一気に決着をつけられるメリットがある」と期待感を示した。一審東京地裁判決は旧国鉄の組合差別を認め、原告五人を除き一人五百万円の賠償を同機構に命じた。同種訴訟はほかに六件あり、同地裁などで係争中。

退職  
六月三〇日  
川口 芳則さん  
郡山電力技セ  
面川 高美さん  
郡山電力技セ  
佐藤 敏さん  
貨物福島  
宮川 正幸さん  
仙総台車  
門馬 幸二さん  
仙総運転

お知らせ  
国労会館建設資金返済業務の取り扱い変更について  
国労会館建設資金返済業務は1999年度末償還期限以降、(財)国労会館仙台事業部で取り扱いを行ってきたとります。

このたび返済業務が一定の整理を見たこと等から、(財)国労会館仙台事業部で取り扱ってきた業務の残りについて、国労仙台地方本部で引き受けることになりました。

つきましては、今後の国労会館建設資金返済請求については下記に請求をしてください。

# 四〇年国労を支えた労をねぎらう

七月六日、松島町・パレス松洲において、退職及び退職予定の先輩組合員三五名を集め、今年度の福祉問題学習会を開催した。

主催者を代表し橋本委員長からは、「当初は年金問題が中心的位置づけであったが、二三年前から個人情報保護法などの観点から、質疑の場では「退職日は日勤になるのか」「社員割引は年度末まで使えるのか」「エルダー組合員の組合費の扱いは」「権利及び義務は」「エルダー、機会提供、出向組合員のくくりで分会の設置については」「社員証に変わる身分証明書は」「再雇用の面談は丁寧に行うよう求めて欲しい」など、参加者から多くの質問や意見が出され地方本部からの答弁を受け活発な学習会となった。

学習会後には、約四〇年国労を支えて下さった先輩組合員の労を

ねぎらう慰労会を盛大に開催し、更なる国労発展を誓い合った。

稚内闘争団からは物資販売に訪れていた鈴木さんが参加し、今日までの支援への御礼と解決に向けた決意が述べられた。また、持参したイカの一夜干については参加者全員が購入協力された。

個別年金相談は社会保険事務所でお願ひしてきた」「今後のテーマは再雇用制度等の諸問題について、国労としての取組みを中心に学習していくことになる。また、引き続き共済制度、『退職者の会』の強化についても協力をお願いしたい」との挨拶がされた。

その後、JR東日本、JR貨物の在職条件や退職金の扱い、再雇



住所 T9840015  
仙台市若林区新寺一丁目4-31  
名称 国鉄労働組合  
仙台地方本部  
担当係 岡崎  
連絡先  
TEL022-29317460  
FAX022-29917435  
請求方法  
所定の請求書に必要事項を記載の上「国労会館建設資金受領之證」とあわせて提出してください。

以上

